

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 草地造成改良事業補助要綱の一部改正
土地改良事業の認可

告示

鳥取県告示第四百八十四号

草地造成改良事業補助要綱（昭和三十四年二月鳥取県告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一を次のように改める。

第一 知事は、自給飼料を増産確保するために草地を改良する目的をもつて、市町村若しくは農業共同組合が実施する草地造成改良事業に要する経費に対し、又は

任意団体の共同施行者が実施する草地造成改良事業に要する第二に掲げる経費を市町村が補助する場合の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第二中「三割」を「四割」に改める。

附 則

この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用する。

鳥取県告示第四百八十五号

大瀬土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十五年十月五日認可した。

昭和三十五年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗